

二階堂デイサービスセンター  
通所介護（通所型独自サービス）重要事項説明書

1 法人の概要

法人の名称 社会福祉法人きしろ社会事業会  
代表者・職・氏名 理事長 田尻 充  
法人の所在地 鎌倉市坂ノ下31-5  
電話番号 0467-22-5539 Fax番号 0467-25-3922  
認可年月日 昭和43年3月7日  
運営する主な他の事業所・サービス内容 軽費老人ホーム「きしろホーム」  
特別養護老人ホーム「鎌倉プライエムきしろ」  
特別養護老人ホーム「稲村ガ崎きしろ」  
地域包括支援センター「きしろ」「鎌倉きしろ」  
通所介護（共生型）「みちテラス」  
URL: <http://www.kishiro.or.jp/>  
Email: [nikaido-day@kishiro.or.jp](mailto:nikaido-day@kishiro.or.jp)

2 事業所の概要

事業所名 二階堂デイサービスセンター  
事業所の所在地 〒248-0002 鎌倉市二階堂912-1  
電話番号 0467-23-8851 Fax番号 0467-23-8852  
事業者指定年月日 平成13年4月1日（予防 平成18年4月1日）  
事業者指定番号 1472100526  
併設サービス 生活介護（共生型）  
管理者名 磯部 寛子  
利用定員 35名（指定通所介護と指定介護予防通所介護相当サービス及び共生型生活介護の合計）

サービス提供地域 鎌倉市・逗子市

サービス提供日 月曜日～土曜日（祝祭日含む）9：30～16：30  
（提供時間） ※年末年始（12/29～1/3）のみ休業といたします。  
営業日とサービス提供日は同じ。

運営方針 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な支援を行います。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。  
また事業に実施にあたり、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携や関連情報の活用を図り、総合的なサービスの提供共に努めます。

### 3 事業所の職員体制

当施設では、利用者に対して通所介護（通所型独自サービス）サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤兼務）
- (3) 看護職員 1名以上（非常勤兼務）
- (4) 機能訓練指導員 1名以上（非常勤兼務）
- (5) 介護職員 5名以上（常勤兼務及び非常勤兼務）

### 4 設備

設備の種類	室数	備考
食堂	1 箇所	
浴室	2 室	一般浴・機械浴
トイレ	4 箇所	障害者用トイレ一箇所
機能訓練室	1 箇所	
静養室	1 室	6 床
相談室	1 室	

### 5 サービスの概要

- (1) 通所介護計画等の作成
- (2) 日常生活上の支援（相談・援助）
- (3) 食事の提供
- (4) 入浴（入浴が実施できない場合は状況により清拭等を実施します）
- (5) 日常生活動作に関する訓練
- (6) レクリエーション
- (7) 健康チェック
- (8) 送迎

### 6 利用者負担金

- (1) 介護報酬に係わる費用 (利用者負担 1割から 3割) 別添
- (2) 運営規程に定めた「その他の費用」 (利用者負担10割) 別添
- (3) サービス提供地域外の交通費 なし
- (4) 利用料に支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごと）について記載した領収証を交付する。

前項の料金・費用は、1 か月ごとに計算し請求します。料金のお支払いについては現金精算又は自動引き落としとなります。手続き完了までの間は、下記口座へ入金をお願いいたします。

#### 【指定口座への振込】

スルガ銀行 鎌倉支店 普通預金 1848346  
社会福祉法人きしろ社会事業会  
理事長 田尻 充

## 7 損害保険加入の有無

損害補償保険加入 (株)あいおいニッセイ同和損害保険

## 8 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 機能訓練を実施する場合は職員が付き添います。
- (2) 利用者の体調により入浴を中止する場合があります。
- (3) 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心掛ける事。
- (4) 利用者は、伝染性の皮膚疾患等に罹患した場合は、症状が完治した旨の医師の診断書を事業所に提示した上で利用を再開するものとする。
- (5) 禁止事項
  - ・他人への宗教活動、政治活動、営利活動を禁止いたします。利用者同士の金品のやりとりを禁止致します。職員への心づけ等もご遠慮ください。
  - ・屋内での携帯電話の使用は禁止しておりませんが、ペースメーカー使用者の利用がある場合は安全のため使用を制限させていただく場合がございます。
  - ・その他、他者への迷惑行為を禁止させていただきます。
  - ・施設の敷地内は禁煙とさせていただきます。
- (6) ハラスメントの方針を整備し、事業所におけるハラスメント対策を推進する。なお、利用者等が職員に行う暴言・暴力・迷惑行為等のハラスメント行為を行った場合には、サービスの中止や契約解除等の必要な措置を講じるものとする。

## 9 秘密保持

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意をあらかじめ書面で得ることとする。
- (3) 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

## 10 医療

### 協力医療機関

医療機関の名称	鎌倉ヒロ病院
所在地	神奈川県鎌倉市材木座1-7-22 0467-24-7171
診療科	内科、外科、循環器科、泌尿器科、婦人科、胃腸科 整形外科、脳神経外科リハビリテーション科

## 1.1 相談窓口

(1) サービスに関するご相談につきましては下記の窓口で対応し、施設において協議し、迅速かつ誠実に対応いたします。

管理者 磯部 寛子  
受付担当者 相談員 磯部 寛子・末安 恵美  
連絡先 0467-23-8851  
対応時間 9:00~ 17:30

(2) 行政機関等の受付

鎌倉市	別添 苦情相談窓口一覧表の通り
逗子市	
神奈川県国民健康保険団体連合会	
神奈川県	

(3) 第三者委員においてもご相談ができます

折田 忠温	電話番号 045-852-5336
平本 邦夫	電話番号 0467-24-0844
井上 政江	電話番号 046-881-6700

## 1.2 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。
- (2) 利用者のご家族に連絡を行うとともに、状況を報告します。
- (3) 医療機関等への受診及び救急搬送をした場合には、保険者への事故報告書を提出します。また、発生した事故の程度に係わらず、原因及び想定される要因等の究明を行い、再発防止策を講じるとともに、その内容について利用者及びご家族へ説明します。

## 1.3 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。  
事業所において感染症の発生及びまん延を防止するために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。
- (4) 事業所は、従業者に対し年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

## 1.4 非常災害対策について

- (1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。  
また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
- (2) 非常災害に備え、年2回避難訓練を行う。
- (3) 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### 1.5 虐待防止の推進について

利用者の人権擁護、虐待の防止等のための体制整備や必要な措置を講じます。  
虐待防止対策を検討する委員会の開催及び職員への研修を定期的に行います。

#### 1.6 記録の整備及び情報の開示について

事業所は、介護及び看護におけるサービスを提供した内容について記録に残します。また、サービスが完了した後も5年間はこれを適正に保存し、利用者又はその家族の求めに応じ、その写しを交付します。  
なお、介護サービス提供の経過記録などの利用者の記録等につきましては、身元保証人の申し出があればいつでも閲覧等できます。

#### 1.7 従業者の研修について

事業所は、介護に携わる全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法に規定する政令で定める者等の資格を有する者等、その他これに類する者を除く）に対し認知症介護に関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。  
また従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 随時

【説明日】

令和 年 月 日

サービス契約にあたり、重要事項について書面を交付し、説明しました。

事業者

所在地 鎌倉市二階堂912-1

名称 二階堂デイサービスセンター

説明者

【同意日】

令和 年 月 日

サービス契約にあたり、上記のとおり説明を受け同意の上、書面の交付を受けました。

利用者

住所

氏名

身元保証人

住所

氏名

# 介護保険に関する市(区)町村等の苦情相談窓口一覧

## ①市(区)町村の苦情・相談窓口

令和6年4月1日現在

市(区)町村	担当課	電話番号	市(区)町村	担当課	電話番号
横浜市(本庁)	介護事業指導課	☎045(671)3461	相模原市	介護保険課	☎042(707)7058
	高齢施設課	☎045(671)3923	横須賀市	介護保険課	☎046(822)8253
鶴見区	高齢・障害支援課	☎045(510)1770	平塚市	介護保険課	☎0463(21)8790
神奈川区	高齢・障害支援課	☎045(411)7019	鎌倉市	介護保険課	☎0467(61)3950
西区	高齢・障害支援課	☎045(320)8491	藤沢市	介護保険課	☎0466(50)8270
中区	高齢・障害支援課	☎045(224)8163	小田原市	高齢介護課	☎0465(33)1827
南区	高齢・障害支援課	☎045(341)1138	茅ヶ崎市	介護保険課	☎0467(81)7164
港南区	高齢・障害支援課	☎045(847)8495	逗子市	高齢介護課	☎046(873)1111
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	☎045(334)6394	三浦市	高齢介護課	☎046(882)1111
旭区	高齢・障害支援課	☎045(954)6061	秦野市	高齢介護課	☎0463(82)9616
磯子区	高齢・障害支援課	☎045(750)2494	厚木市	介護福祉課	☎046(225)2240
金沢区	高齢・障害支援課	☎045(788)7868	大和市	介護保険課	☎046(260)5170
港北区	高齢・障害支援課	☎045(540)2325	伊勢原市	介護高齢課	☎0463(94)4722
緑区	高齢・障害支援課	☎045(930)2315	海老名市	介護保険課	☎046(235)4953
青葉区	高齢・障害支援課	☎045(978)2479	座間市	介護保険課	☎046(252)7719
都筑区	高齢・障害支援課	☎045(948)2313	南足柄市	高齢介護課	☎0465(73)8057
戸塚区	高齢・障害支援課	☎045(866)8452	綾瀬市	高齢介護課	☎0467(70)5636
栄区	高齢・障害支援課	☎045(894)8547	葉山町	福祉課	☎046(876)1111
泉区	高齢・障害支援課	☎045(800)2436	寒川町	高齢介護課	☎0467(74)1111
瀬谷区	高齢・障害支援課	☎045(367)5714	大磯町	福祉課	☎0463(61)4100
川崎市(本庁)	高齢者事業推進課	☎044(200)2910	二宮町	高齢介護課	☎0463(71)5348
川崎区	高齢・障害課	☎044(201)3282	中井町	健康課	☎0465(81)5546
大師地区健康福祉ステーション	高齢・障害担当	☎044(271)0161	大井町	福祉課	☎0465(83)8024
田島地区健康福祉ステーション	高齢・障害担当	☎044(322)1996	松田町	福祉課	☎0465(83)1226
幸区	高齢・障害課	☎044(556)6689	山北町	保険健康課	☎0465(75)3642
中原区	高齢・障害課	☎044(744)3136	開成町	福祉介護課	☎0465(84)0316
高津区	高齢・障害課	☎044(861)3269	箱根町	福祉課	☎0460(85)7790
宮前区	高齢・障害課	☎044(856)3238	真鶴町	健康長寿課	☎0465(68)1131
多摩区	高齢・障害課	☎044(935)3187	湯河原町	介護課	☎0465(63)2111
麻生区	高齢・障害課	☎044(965)5146	愛川町	高齢介護課	☎046(285)6938
			清川村	子育て健康福祉課	☎046(288)3861

## ②市の相談(事業者の指定に関する内容)窓口

市	担当課	内容	電話番号	市	担当課	内容	電話番号
横浜市	介護事業指導課	居宅サービス	☎045(671)3413	相模原市	福祉基盤課	全サービス	☎042(769)9226
		地域密着型サービス	☎045(671)3466	横須賀市	指導監査課 施設介護 サービス担当	施設系 地域密着型 サービス	☎046(822)8162
	高齢施設課	施設 特養・老健	☎045(671)3923				
		サービス 特定施設	☎045(671)4117				
川崎市	高齢者事業推進課	訪問介護等	☎044(200)2469	指導監査課	居宅系	☎046(822)8393	
		通所介護等	☎044(200)2544	居宅介護			
		施設サービス	☎044(200)2633	サービス担当			

## ③神奈川県内の相談(②の地域以外の事業者の指定に関する内容等)窓口

県	担当課	電話番号(代表)	事業者の指定	担当グループ	内線番号
神奈川県	高齢福祉課	☎045(210)1111	事業者の指定(居宅(特定施設・短入生・短入療を除く))	在宅サービスグループ	4841
			事業者の指定(特養・居宅(短入生))	福祉施設グループ	4851
			事業者の指定(老健等・居宅(特定施設・短入療))	保健・居住施設グループ	4856

**受けよう特定健診 健康づくりのスタートライン!**

国保連合会の  
苦情・相談窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係

〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1

☎045-329-3447 受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

発行 令和6年8月